

別紙 2

(協定第5条関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	4百万円
H 1 9	20百万円
H 2 0	31百万円
H 2 1	31百万円
H 2 2	36百万円
H 2 3	79百万円
H 2 4	79百万円
H 2 5	117百万円
H 2 6	95百万円
H 2 7	29百万円
H 2 8	111百万円
H 2 9	14,176百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までは実績値を、平成28年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。